

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づく

健全化判断比率・資金不足比率の公表について

町の財政状況は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、次の財政指標で判断されることとなっています。

上島町の令和7年度決算に係る比率は、どの指標も早期健全化基準を超えるものではありません。

令和7年度 健全化判断比率について

■財政健全化判断比率

指 標	上島町の比率	判 断 基 準	
		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－％（－％）	15.0％	20.0％
②連結実質赤字比率	－％（－％）	20.0％	30.0％
③実質公債費比率	14.0％（14.4％）	25.0％	35.0％
④将来負担比率	35.9％（36.5％）	350.0％	—

（注）①②は黒字の場合「－」表示となります。（ ）書きは前年度の比率です。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模）に対する比率です。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（過去3ヶ年の平均）であり、18.0％を超えると起債の許可が必要となり、25.0％を超えると一部の起債発行が制限されます。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

令和7年度 健全化判断比率について

■資金不足比率

会 計 名	上島町の比率	経営健全化基準
上水道事業会計	－％（－％）	20.0％
簡易水道事業会計	－％（－％）	20.0％
公共下水道事業会計	－％（－％）	20.0％
農業集落排水事業会計	－％（－％）	20.0％
浄化槽事業会計	－％（－％）	20.0％
船舶事業会計	－％（－％）	20.0％

（注）資金不足がない場合は「－」となります。（ ）書きは前年度の比率です。

○資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準(20.0％)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

上島町会計区分のイメージ

